

# ケーブルラインサービス提供に伴う 設備の設置及び請求等に関する規約

## 第1条(適用)

本規約は、知多メディアネットワーク株式会社(以下「当社」といいます)と、「IP 電話サービス契約約款」(以下「ソフトバンク: ケーブルラインサービス約款」といいます)を承諾し、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます)より当社を介してケーブルラインサービス(以下「ケーブルライン」といいます)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

- 2 当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

## 第2条(規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

## 第3条(提供条件)

本サービスは、当社が別に定めるインターネット契約約款のうち、光施設におけるインターネット接続サービスの契約者に限り提供するものとします。ただし、KDDI 株式会社より当社を介して提供するケーブルプラス電話サービスとの同時利用はできないものとします。

## 第4条(契約の成立)

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技能上困難なとき。
  - (2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
  - (3) 本契約の締結時において、加入申込者(法人の場合は、その代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者または従業者。)または代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団などをはじめとする反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しない場合。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証しない場合。
  - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

## 第5条(設備の設置)

契約者は、ケーブルラインへの申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルラインに必要となる設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。

尚、端末装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

- 2 当社は、別途定める「光端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、端末設備を契約者に貸与します。
- 3 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等は無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

- 4 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別の設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 5 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 6 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

#### 第6条(ソフトバンク提供サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、ソフトバンク:ケーブルラインサービス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、ソフトバンクの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びソフトバンクが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

#### 第7条(料金)

適用条件(料金額)

第5条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」といいます)は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。

また、ソフトバンクが提供するケーブルラインに係る料金はソフトバンク:ケーブルラインサービス約款に定めるところによります。

##### 2 決済条件

設置料金および前条に基づきソフトバンクが当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます)の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うこととします。

##### 3 割増金

契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。

##### 4 延滞利息

契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

##### 5 ご請求

本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

#### 第8条(サポート)

契約者がケーブルラインを利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

##### 2 前項の申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・形態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

##### 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはソフトバンクの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

#### 第9条(契約者による契約の解除)

契約者が本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

##### 2 前項による契約の解除の場合、当社はケーブルラインに必要となる設備を撤去するものとし、撤去に要する別表記載の費用は契約者の負担とします。

## 第10条(当社による契約の解除)

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- (1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
  - (2) 契約の申込みに応じ、事実と異なる記載を行ったこと等が判明したとき。
  - (3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
  - (4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
  - (5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
  - (6) 第4条(3)に該当し、またはその他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

## 第11条(弁償請求)

当社は、次の場合には、契約者の家屋等に設置したケーブルラインに必要な設備のうち、別表記載のWMTA 弁償費用を契約者へ請求します。

- (1) 契約者が第9条の2に定めるケーブルラインに必要な設備の撤去に応じない場合
- (2) 契約者が故意または過失により専用端末を破損または紛失した場合

## 第12条(承諾の限界)

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

## 第13条(個人情報)

当社は、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
- (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
  - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
  - (3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
  - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
  - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
  - (6) 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
  - (7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 6 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、

処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

- 7 当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

#### **第14条(協議)**

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

#### **附則**

2018年12月1日から施行

2019年10月改定

2022年2月改正

【別表】

●第7条の1に定める料金額

区 分	対 象 者	工事内容	単 位	建物形態	
				戸 建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1 ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1 ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
第9条の2に定める料金額	ケーブルライン 電話契約者	撤去工事	1 ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額

工事費・その他

出張費	3,300 円(税込)
引込工事費	16,500 円(税込)
但し、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を伴う場合には、その費用は実費とします。	
標準宅内工事費	5,500 円(税込)
光施設切替工事費	11,000 円(税込)
引込撤去工事費	5,500 円(税込)
光電話用端末(ホームゲートウェイ)撤去工事費	2,200 円(税込)
回線廃止費用(番号ポータビリティなし)	1,100 円(税込)
回線廃止費用(番号ポータビリティあり)	2,750 円(税込)
光電話用端末(ホームゲートウェイ)移設工事費	0 円
但し、同一家屋内での移設に限ります。	
その他	
光電話用端末(WMTA)弁償費	14,300 円(税込)

※ご注意

- ①上記料金は特に記載のある場合を除き全て税込みです。
- ②利用料金、付加機能使用料、工事費は加入促進のために割引することがあります。
- ③集合住宅、電波障害対策住宅等は導入条件(加入権付・工事費)により別表に定める料金とは異なる場合があります。

●第11条に定める料金額

区分	料金
WMTA 弁償費用	14,300 円(税込)

●第13条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------